

議会だより

平成23年秋号 VOL.86



9月定例会

議会構成決まる	2
一般会計決算認定	4
仮置き場の確保は 一般質問 5名登壇	10
意見書提出	18
議会基本条例制定	20

成決まる

第15回
臨時会
10月14日

町民に
より開かれた議会を

この度の桑折町議会議員
一般選挙にて、我々14名が
当選させて頂きました。

また、10月14日に開催し
ました臨時会（初議会）に
て不肖私共が、正・副議長
に就任いたしました。

公平・公正な議会運営は
もとより、改選前の9月定
例会にて制定した「桑折町
議会基本条例」に則り、議
会活性化に努め町民の皆様
により開かれた議会を目指
してまいります。

さらに、桑折町が直面し
ている重要課題であります
大震災からの復旧・復興と
原発事故による放射能汚染
対策に議会として全力を傾
注して取り組んでまいる覚
悟であります。

町民の皆様の御指導、御
協力を心より御願ひ申し上
げ就任のあいさつといたし
ます。

議長 半澤 高
副議長 片平 秀雄



議会常任委員会

総務・文教・厚生

総務課、税務住民課、企画環境課、保健福祉課、
会計室、原発事故対策室、教育委員会、選挙管理
委員会及び監査委員所管に関する事務

委員長 松山 善二
副委員長 羽根田 八千代
委員 齊藤 謙
原 佐藤 榮三
賢志 齋藤 松夫

産業・建設・水道

産業振興課、地域整備課、上下水道課、農業委員
会所管に関する事務

委員長 平井 國雄
副委員長 佐藤 武朗
委員 岩崎 久男
渡邊 英直
川片 平秀雄

信頼される議会をめざし

議会構

議会だより等の編集

議会広報委員会

委員長 川名 静子

副委員長 羽根田 八千代

委員 渡邊 英直 原 賢志

平井 光一

(委員は正・副議長を除き1年交替)

議会運営委員会

議会の運営に関する事項

委員長 斎藤 松夫

副委員長 原 賢志

委員 川名 静子 平井 國雄

松山 善二

半澤 高片 平秀雄

一部事務組合選出議員

福島地方水道用水 供給企業団議会

定数は11名(福島市5名、伊達市2名、二本松市1名、伊達郡三町各1名)

半澤 高

公立藤田病院組合議会

定数は12名(国見町6名、桑折町4名、伊達市2名)

渡邊 英直 羽根田 八千代
齊藤 謙 平井 國雄

伊達地方衛生処理組合議会

定数は13名(伊達市5名、福島市2名、伊達郡三町各2名)

佐藤 榮三 川名 静子

伊達地方消防組合議会

定数は13名(伊達市7名、伊達郡三町各2名)

原 賢志 松山 善二

町監査委員

議会選出監査委員の選任に同意

平井 光一

平成22年度

一般会計決算認定

歳入 50億 7,656万 9千円

歳出 46億 1,846万 2千円

9

対

4

平成22年度桑折町一般会計歳入歳出決算につきましては、歳入決算額50億7,656万9千円、歳出決算額46億1,846万2千円となり、差引残額は4億5,800万7千円となりました。

この額から1億5,000万円を財政調整基金に積み立て、残額1億4,831万2千円を翌年度に繰越処理されました。

決算の概要

歳入については、予算現額に対して8,841万9千円、率にして1・7%の減となりました。

算執行率が九十六・八%とほぼ計画通り執行されました。

収入増の主なもの、町税2,015万4千円、地方交付税9,944万4千円、地方消費税交付金1,579万円などです。収入減の主なもの、国庫支出金1億4,109万9千円、県支出金1,779万2千円、繰入金1,602万3千円、町債6,960万円などによるものです。

《執行した主な事業》
○道水路改良新設事業
○災害復旧事業
○まちづくり交付金事業
○太陽光発電装置設置事業
○文化財保存整備事業
○子育て支援事業
○健康推進事業
○子ども医療費助成事業
○公共下水道整備事業
※予算執行にあたり、国、県補助金等の確保、経費の節減合理化等経常経費の抑制を図り健全な財政運営に努められました。

平成22年度決算審査意見

審査に付された一般会計及び特別会計歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調査書、財産に関する調査書は、いずれも関係法令に基づき作成され、計数等もこれら諸帳簿と符合しており、また、会計処理及び事業の執行についても、おおむね適正に執行されているものと認められた。

財政の状況はより厳しさを増すであろう。

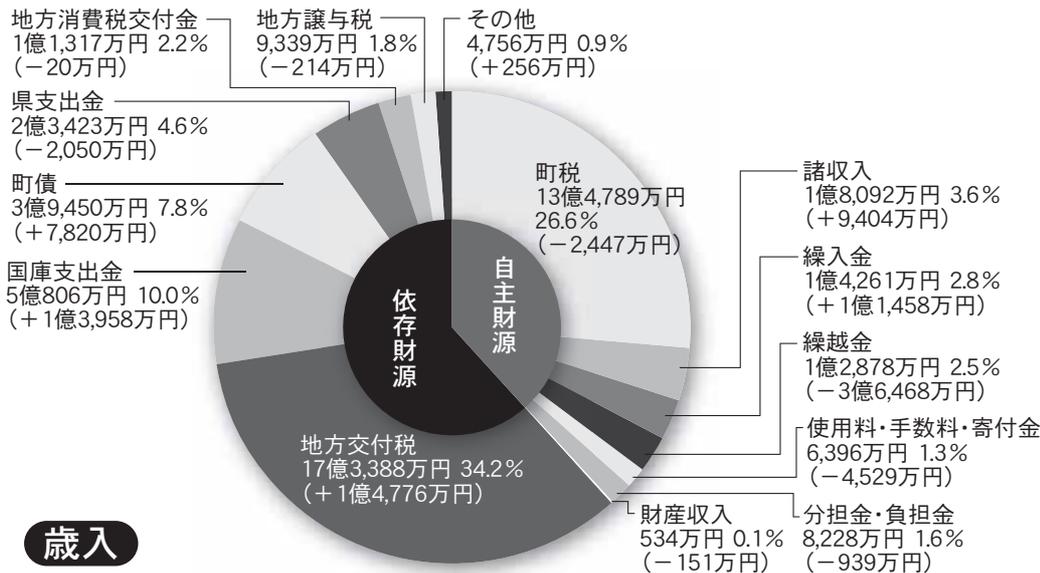
町行財政運営にあたっては、引き続き、中長期的な視点に立って、自主財源の確保に努める一方、事務事業等の見直しを怠らず経費の節減に努め、施策の緊急性、優先度の確かな検討を行い、健全で効率的な行財政運営に徹し、更なる町勢の発展と住民の福祉の向上に努められたい。

平成23年8月29日

桑折町監査委員

石幡 邦 弘
半澤 高

平成22年度は、一般会計においては、実質収支で2億9,831万2千円、単年度収支では597万7千円の赤字を見たものの、歳入においては、経済情勢の影響と思われるが、自主財源の主流である町税の収入が3年連続で落ち込んでいる。一方、歳出においては、多様化する行政需要、東日本大震災に伴う復興・復興対策、少子高齢化に伴う地域福祉施策等で町

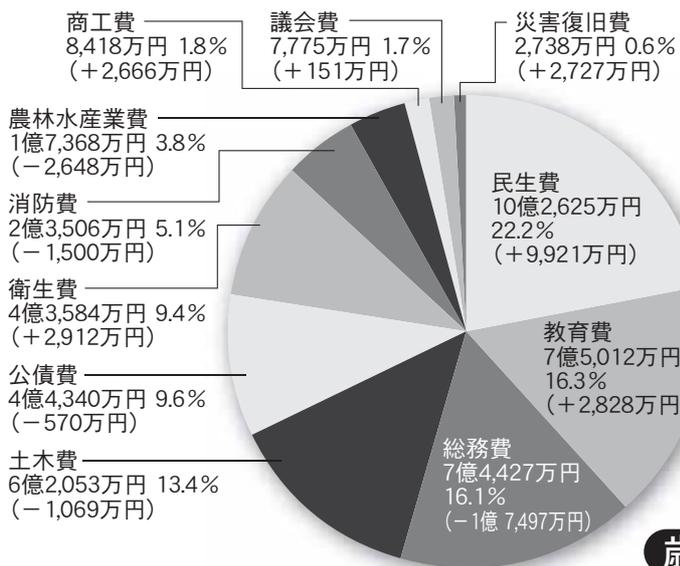


※%は総額に占める構成比。
※()内は前年度増減額。

歳入

総額 **50億7,657万円**

《執行した主な事業》	
道水路改良新設事業	9,819万円
災害復旧事業	2,738万円
まちづくり交付金事業	15,855万円
太陽光発電装置設置事業	388万円
文化財保存整備事業	2,567万円
子育て支援事業	10,745万円
健康推進事業	1,820万円
子ども医療費助成事業	3,852万円
公共下水道整備事業	12,406万円



歳出

総額 **46億1,846万円**

平成22年度 財政健全化・経営健全化の判断比率表

○一般会計

健全化判断比率	平成22年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
連結実質赤字比率	—	20.00%	35.00%
実質公債費比率	13.8%	25.00%	35.00%
将来負担比率	120.6%	350.00%	

○水道事業会計及び公共下水道事業会計

比率名	平成22年度	経営健全化基準
資金不足率	—	20.00%

・いずれも国の基準を下回っており、健全性は保たれている状況です。

平成22年度一般会計 総括質疑

羽根田八千代 議員

決算評価と 各課連携策は

問 決算の随所に見られる不要残額・繰越額をどう評価するか。また、今後事務事業の効率を図るために、各課連携のあり方をどうすべきと考えるか。

答 町長 行政の継続性にあつては順調に遂行した。諸般の事情で繰越せざるを得なかった明許事項については次年度にしっかりと取り組む。

更に、不要不急なものは計上せず町発展に繋がる施策に取り組む。また事務事業の評価をしながら、各課ヒアリングを密にし予算を立てて議会の審議に委ねたい。

片平 秀雄 議員

消防団員確保と 対応は

問 震災時、町消防団員の活躍は多くの町民の方々から高い評価があつた。町民の生命と財産を守る重要な

組織であるが、現在団員定数390名に対し45名の不足である。以前より町内事業所等への協力依頼や団員からの勧誘活動にも拘わらず年々減少傾向にある。

団員確保のため新たな施策も必要と思うが何う。

答 町長 人口減や就業環境が変わり減少している。今後、女性消防団員要請も視野に入れ本団と協議する。

消防団活動環境 支援は

問 町消防団員は火災出動に限らず予防消防や防犯巡回など多岐にわたる活動を行っている。特にポンプ操法訓練や消防機械器具点検等定期的に行っているが本町消防団員の作業服は冬用であり春夏秋冬の暑い日には厳しいと思える。夏服又は安価なTシャツ等の対応は活動の支援や環境改善に繋がると考えるが何う。

答 町長 消防団の存在無くしての安全はない。後顧の憂い無く活動出来るよう予算づくりに前向きに考えていきたい。

川名 静子 議員

防災機能強化に 対する考えは

問 この震災の反省から、情報が同時に徹底して伝わる防災機能を充実させる必要があると考えるが。

答 町長 有事の際に必要な情報が情報伝達と住民の安否の確認である。同時に伝える方法には拡声器や隣接町のような全世帯に設置する物もあるが、実効のある方策を検討していく。

人口減に 歯止めをかける対策は

問 9月に1万3千人を切った人口をどう捉えているか。また雇用対策ともなる企業誘致等の考えはあるか。

答 町長 要因には自然減(出生率の低下)や社会減が考えられる。教育や住環境、町の特徴ある施策、この町に住んでもらえるしつかりとした町づくり、これらが相互的に満たされることで住み続けられることと思う。企業誘致はむずかし

いが今後、中央自動車道の桑折インターチェンジができることで周辺の土地利用を含めた雇用の創出へ期待している。

相原 京子 議員

なぜ進まぬ行革大綱

問 平成18年度から平成22年度までの5年間を推進期間とする第四次行政改革大綱・実施計画の取りまとめが予定通り進まなかったこととの反省点と今後にかかす点を伺う。

答 町長 取り組み実施状況は22年度策定の予定であつたが、それぞれの課に於いて業務がかぶり見直しシートの集約が出来なかつたことが原因である。現在は整っているのだから行革を推進する。目標は住民の満足度をいかにみたくである。

平井 國雄 議員

農業復活再生への 振興策は

問 農業の疲弊、衰退が顕

著になってきているやさき、ここに原発事故による放射性物質の飛散により、まったく先が見えない状況になっている。基幹産業である農業の復活再生への振興策をどのように捉え実行されていくのかを伺う。

答 町長 危惧している。今こそ英知をしぼり皆様と乗り越えていかなければならない。しっかりと、どのようなことをして行かなければならないのか関係者に集まって頂き一丸となって対応していきたい。

平井 光一 議員

桃の改植事業の 拡充を

問 原発事故による除染を兼ねた桃の改植事業の拡充を求めるものである。併せて、耕作放棄された農地等も含めた大規模改植を進めて団地化を図っていくべきと考えるが。

答 町長 改植事業により除染も併せて可能であるならば進めたいと考えるが、JAをはじめ関係団体と協議した上で効果が得られる

蚕糸跡地の 利活用計画は

なれば早期に取り組みたい。

問 蚕糸跡地は現在、仮設住宅として提供しているが約2年間で、新たな利活用計画を策定し早期に町民に示すべきと考えるが。

答 町長 震災及び原発事故の災害の中において復旧復興・除染等を最優先とすべきである。

蚕糸跡地の利活用については、今日まで進めてきたまちづくり交付金の活用が復興を目指す事業とは考えられないので事業を凍結する。宅地開発と公共施設等の位置関係の交換を含め、若者定住策として、補助率の高い災害公共住宅等を検討中である。

齋藤 松夫 議員

基本協定合意解約の 持つ意味は

問 町長選後、商業施設誘致の基本協定解約協議に臨

まれ、円満に合意に達したようだ。その意味するところは、昨今の経済情勢からして、福島進出の条件いまだ整わずとの株ヤマザワ自らの判断があつたためとと思うがどうか。

答 町長 この協議は事務レベル協議を経てのものであるが、私が見えた感触としては、議員ご指摘の通りであると考えている。

倒壊石塀等を 対象外とした理由は

問 大震災のガレキ処理は公費で行うというのが国の方針であり、倒壊した塀も含まれる。しかし、塀を対象にしなかつた理由を伺う。

答 町長 国方針はその通りであり、先進事例をインターネットや電話照会をして調査したが、多くは対象にしていなかった。その理由は石塀等は事務処理が難しい、事務量が多い、写真、契約書がないなど、国庫補助事業に適用させることが難しいとの判断からで、町としてもこれにならつた。ご理解をいただきたい。

討 論

反対 齋藤 松夫 議員

大震災対策に不眠不休で対処された点、深く敬意を表する。がしかし、次の2つの理由で、決算認定に反対の態度をとるものである。(1)議会の指摘にもかかわらず、取得目的に反する蚕糸跡地利用計画がたてられ、かつ、その予算執行が行われた決算であること。

(2)安細組との損害賠償裁判で「国家賠償法上違法な事務」との指摘を受けてもなお、これを正しく総括する点で不十分であること。

賛成 川名 静子 議員

監査委員の意見書にもあるように、実質公債費率も昨年度より0.2%下回るなど、健全性は保たれて

おり、是正改善を要する事項もないとの結果が出されている。これも各課の日々の努力の成果であると思う。しかし、自主財源である町税も3年連続の落ち込み等課題も浮かび上がってきた。今後震災復旧への対応等、尚一層の緊張感をもって事務にあたっていたかどうか希望し賛成討論とする。

反対 平井 光一 議員

平成22年度の決算については、福島蚕糸跡地の利活用関連事業、道路等の整備事業において、土地取得目的に反する事業であつたと考える。また、立地の可能性が見えない中での商業施設誘致事業を展開した。

新町長によつて方針が変更され事業の見直しが行われたが、この商業施設誘致に係る事業の予算執行については容認できない。よつて、決算認定については反対の態度である。

賛成 羽根田 八千代 議員

22年度決算において執行率89.4%と全体的に良好な進捗状況である。町税、地方交付税を含め一般財源が厳しくなる中、東日本大震災に伴う復旧対策に全力を掲げられた施政が顕著に見受けられた。今後、確かな情報の把握・的確な事務事業を行うために、不要不急な予算計上をせず、不要残・繰越明許費についても次年度にしっかりと対策を講じる町勢が感じられる事から賛成である。



平成22年度 特別会計決算認定

国保会計

健全財政の維持に努力

国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算は、歳入決算額15億1,385万6千円、歳出決算額14億9,044万8千円となり、歳入歳出差引1億4,800万8千円の過剰金が生じましたので、全額翌年度に繰り越しました。なお、実質収支1億4,800万8千円から前年度の繰越金9,888万5千円を減じた実質単年度収支では、5,922万3千円の黒字となりました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対し、1,266万4千円、率にして0・8%の増となりました。その主なものは、国・県支出金の増であります。歳出では、予算現額に対し、9,214万3千円の残となり、執行率は93・9%であります。歳出の主なものは保険給付

費9億4,531万6千円、後期高齢者支援資金等1億5,013万1千円、介護納付金6,699万1千円で、全体の82・5%を占めております。特に、保険給付費が一般入院患者の増加により前年度より4,244万6千円の増となっております。よって、被保険者一人当たりの医療費等も増となりました。国保事業の運営につきまして、早期受診や健康づくりの啓発に努め、被保険者の疾病予防の推進を図りながら、医療費の適正化と国保税の収納率向上に努め、健全財政の維持に努力してまいりました。

老人保健

老人保健特別会計廃止

老人保健特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額12万8,222円、歳出決算額12万7,746円となり、歳入歳出差引476円の剰余金が生じたので、全額一般会計へ繰り入れいたしました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対し、20万5,778円の減となりました。歳出については、予算現額に対し、20万6,254円の残と

なり、執行率は38・2%であります。歳出合計は、前年対比870万5千円、率にして98・6%の減となりました。老人保健特別会計は、22年度限りで廃止となりました。



広域連合納付金

1億3,017万円

後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額1億4,283万3千円、歳出決算額1億4,273万4千円となり、歳入歳出差引9万9千円の剰余金が生じましたので、全額翌年度に繰越処理をいたしました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対し57万9千円の減となりましたが、この主なものは、後

期高齢者医療保険料であります。歳出については予算現額に対し、67万8千円の残となり、執行率は99・5%であります。歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金1億3,017万4千円で、全体の91%を占めております。

介護保険

保険給付費

9億8,563万円

介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算は歳入決算額10億6,250万5千円、歳出決算額10億5,871万9千円となり、歳入歳出差引残額378万6千円の剰余金が生じましたので、全額翌年度へ繰越処理をいたしました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対し2,658万6千円の減

となりましたが、この主なものは、国、県支出金及び支払基金交付金であります。歳出については、予算現額に対し、3,037万2千円の残となり、執行率は97・2%であります。歳出の主なものは、保険給付費9億8,563万6千円で前年度対比7,095万9千円、率にして7・7%の増となりました。

水道事業

給水能力の増強を図る

水道事業会計決算は、給水人口1万2,021人、年間有収水量138万3,928トン、有収率90・5%でありました。これらの結果を前年度と比較いたしますと、給水人口は112人の減少、年間有収量で6万2,102トンの増、有収率は0・5ポイントの減となりました。

収益的収支については、収入3億8,644万2千円に対し、支出は3億3,257万4千円で純利益5,234万円となりました。

建設改良事業については、配水管布設工事を実施し、給水能力の増強を図りました。

利益剰余金処分については、当年度未処分利益剰余金7,984万3千円のうち、減債積立金に300万円、建設改良積立金に3千万円を積立て、残額4,684万3千円を繰越しました。

公共下水道

人口水洗化率

84・7%に

公共下水道事業特別会計歳入歳出決算は、歳入決算額3億9,033万3千円、歳出決算額3億8,004万1千円となり、歳入歳出差引残額1,029万2千円となりました。

《決算の概要》

歳入では予算現額に対して364万3千円の増となりました。この主なものは受益者負担金であります。歳出については、予算現額に対して665万円の残となり、98・3%の執行率となり、また、平成22年度の整備面積は6ヘクタール、その結果平成22年度末の供用開始面積は129・3ヘクタールとなり年度末人口水洗化率は84・7%となりました。

資本的収支については、収入3,764万9千円、支出1億8,702万5千円で、不足額は、1億4,937万6千円となりましたが、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金、及び建設改良積立金で補てんいたしました。



一般質問

議会だより 町政を問う 60分

5名登壇

- 一般質問は、質問者が事前に提出した通告書に基づいて、一人持ち時間 60 分で行われます。
- 内容は、質問者の責任において作成されたものを掲載しています。

片平 秀雄 議員

仮置き場の確保は

周辺住民の理解が重要



が周辺住民の理解を得て4地区に設置したい。

生産農家への支援策は保証協会への保証料補助

問 本町は環境放射線量の測定を進め低減化のため除染チームを設け取組を始めた。次の3点について伺う。
(1) 除染チームの活動経過と成果は。
(2) 今後の地域での除染の進め方は。
(3) 仮置き場の確保は。

答 町長 (1) 早期に町民への放射能物質の影響や不安を取り除くためチームを設置した。県災害対策本部から低減化手引き原子力災害対策本部からの方針や市町村による除染実施ガイドラインを踏まえ本町独自の除染マニュアルをまとめる。現在低線量化の説明会参加チーム会議、先進地における学習会を実施した。(2) (3) 除染活動には仮置き場が不可欠。確保に苦慮している。

問 原発事故による風評被害で主力作物の桃は価格低下や贈答品の落込みなど農家にとって厳しい状況だ。今後収穫される米も同様の事が予想される。そこで次の2点を伺う。
(1) かなりの減収と見込まれる町としての支援策は。
(2) 米の予備調査現状と本調査の周知は。

答 町長 (1) 県、JA全農連携し伊達農業振興協会を通じて東電へ損害賠償請求加えて農家経営安定や継続の為東日本大震災農業経営対策特別資金の無利子融資への保証料を補助する。(2) 早場米はNDであり出荷制限は極めて低い状況にある。

内ノ馬場浄水場

水質確保は

送水管の埋設・

ポンプの設置

問 内ノ馬場浄水場から提供されている半田地区において8月上旬から下旬までカビ臭の水が供給され受益者に支障を及ぼした。そこで次の3点を伺う。
(1) 藤倉ダム水温上昇の為藻が発生との事だが健康への影響や回復見通しなど一早く周知すべきでは。
(2) ダムはヘドロが堆積しており今後も同様な事態が考えられる。代替え水源

として半田沼の利用は。(3) 水企業団からの送水管理設計画は。
答 町長 (1) 活性炭を投入し改善した。当該住民には給水を戸別対応したが広報活動は今後反省する。(2) 半田沼の水利用は半田沼用水管理委員会と協議し緊急時利用と考える。(3) 安定した水量水質確保の為今年は送水管埋設、来年度はポンプ設備をし早期運用に努める。

次ページに続く





東北中央自動車道

桑折IC実現に
要望活動中

ICは

問 去る7月22日国土交通大臣が相馬福島間の自動車専用道を10年以内に開通する意を示した。図面によると本町松原地区にICが出来る予定であり、そのICを国道4号に接続する事が本町の産業に大きく繋がると思われるが何う。

答 町長 一般国道4号の接続は地域経済の発展に繋がるとともに道路ネットワークが構築され利便性が増すと捉える。桑折IC実現に向け町及び関係団体等一緒に要望活動を行っている。

半澤 高議員

防災計画の見直しは

原子力災害対応も組込む



問 防災計画と防災訓練について何う。

答 町長 (1)「桑折町地域防災計画」及び「防災マニュアル」の見直し進捗状況は。(2)10月1日に桑折地区で防災訓練が実施されるが、大地震を経験し新たに加える訓練はあるか。

答 町長 (1)現在、原子力災害対策の途上にあるため見直し・検証作業は実施していない。職員向け災害対策マニュアルは今年度中に見直す考えである。地域防災計画は原子力災害対応も組み込む予定であり更に時間を要する。(2)桑折地区住民による薪やガス釜による炊き出し訓練を予定している。

羽根田八千代議員

県の除染補助事務は行政で

今後の検討課題だ



問 除染で生じた汚染土砂などの処理方法は国が責任を持つが、時間が必要として、市町村ごとに仮置き場を設けるのが現実的とするにとどめた国の方針を受け次の点を何う。

答 町長 (1)仮置き場の設定箇所と周辺の町民への対応は。(2)町内にあるゼオライトの活用策は。(3)町民と協働で通学路や地域の施設などを除染する方策に県補助制度(上限50万円)を導入し、事業を行政で担うべきではないか。

答 町長 (1)周辺住民の理解を得ながら4地区それぞれに設置したいが確保に苦慮している。(2)効果が認められれば積極的に利用したい。

乳幼児自主避難の
費用負担は
費用負担は
考えていない

問 放射能汚染から町民を守る施策について何う。

答 町長 (1)乳幼児の避難については、本町では特定避難勧奨地点がなかったの回避は個人の判断によるものとして、町としては費用の負担は考えていない。(2)調査の目的と概要については「復興情報No.21」にて周知した。調査票への記入については、記憶している部分だけでも協力をお願いしたい。

町道の歩道の
早期確保を
24年度には実施する

問 町道211号線(追分く下半田)は、かねてより通学路の安全確保による観点から早期に歩道が必要な箇所であることは承知されている。震災により整備事業の見直しがされ現在に至っているが、この町道沿いに局所的に線量の高いスポットが測定された事を受け、緊急対策と今後の整備計画を何う。

答 町長 関係者と協議の上除染作業し、効果があつた。整備計画は24年度に実施していく考えだ。

次ページに続く

地域ケア体制

整備構想は

第五期事業計画で

検討

問 (1)第四期は「地域に根

ざした介護予防の推進や介

護体制確立」といった課題

に対し取り組み、高齢者が

個人の尊厳を保持しなが

ら、安心して暮らせるよ

う、介護、介護予防、生活

支援などの各種施策の内容

と、サービスの提供量、提

供体制、そして介護保険財

政の安定化の方策を具体的

に、推進し策定されたが計

画の総括と次期計画への課

題を伺う。

(2)災害時要援護者リストの作成は。

(3)23年度末を期限に進めら

れる療養病床の再編課題

と、今後の地域ケア体制

整備構想は。

答 町長 (1)総括は10月ま

でに予定している。課題に

ついてはすでに終了したア

ンケートを分析し把握する。

(2)有事の際迅速、的確な対

応を行うため内容を充実さ

せていきたい。(3)国、県の

方針と整合性を図り、次期

計画策定の中で検討する。

震災による

ストレス対策を

現状把握に努め検討

問 (1)「第二次桑折町障害

者計画」の評価と課題及び、

三次計画の進捗状況を伺う。

(2)震災によるストレス障害

のいち早い対応策は。

答 町長 (1)関係団体のヒ

アリング調査やアンケート

の分析を行い、策定委員会

の中でニーズや課題を整理

し、計画見直しの方向性を

検討する。(2)震災に特化し

たストレス障害については、

現状の把握を含め今後検討

する。

新和町の

地盤沈下対策は

国の要望書の

回答待ちだ

問 水路等の応急整備はな

されているが、県への要望

後の経過について伺う。ま

た、町の対応策を伺う。

答 町長 県としても国に

提出した要望書の回答待ち

である。水路の効果はある。

相原 京子 議員

原発からすみやかに撤退を

私の考えも脱原発だ



問 原発からすみやかに撤

退し自然エネルギーの本格

的導入を求める立場から、

町長の考えを伺う。

(1)今こそ原発からのすみや

かな撤退、自然エネル

ギーの本格的導入を主張

すべき時ではないか。

(2)自然エネルギーを推進し

町おこしをしようか。

(3)エネルギー浪費型社会を

見直す時ではないか。

答 町長 (1)国が責任を

もって脱原発を進めること

が極めて重要。私の考えも

脱原発だ。(2)国の政策的誘

導なければ推進は困難だ。

国の積極的政策展開に期待

する。(3)地球温暖化対策か

らも、省エネ型ライフスタ

イルの啓発や省エネ機器の

導入を推進する。

原発事故対策に力を

前向きに検討する

問 原発事故による農産物

への実害・風評被害が著し

い。地域経済に与える影響

と、対策について伺う。

(1)現段階における実態や状

況の説明を求める。

(2)営農相談、生活相談等普

段の体制とは別に、職員

を配置した原発事故対策

が求められているのでは

ないか。

(3)商工業や観光業の実態は

把握しているか伺う。

答 町長 (1)本町の主力作

物の桃・米に関する取り

まとめは9月以降となるが、

多額になるものと思う。(2)

専門的な知識が必要であり、

関係機関・団体と連絡を密

に、通常の業務のなかで対

応していきたい。前向きに

検討する。(3)現段階では把

握していない。





通学路の低線量化

急いで

除染計画を検討中

問 子どもたちを放射線被害から守るために、通学路の低線量化と遊び場の除染についての進捗状況を伺う。

答 町長 除染チームを設置し、本町の除染活動の必要事項をまとめ、具体的計画を立案中である。

社会福祉協議会管理の子ども遊び場は、削った土の仮置き場が決まらず、行っていないと聞いている。

齋藤 松夫 議員

公費瓦礫処理受付状況は解体申込み180件を受理



町ぐるみで

損害賠償請求を

関係団体との

連携を密に

問 東日本大震災で発生した瓦礫の処理事業が進捗中だが、その受付状況を伺う。また一部損壊住宅補修助成事業への申し込み状況も伺う。

答 町長 8月末現在、解体申し込みが49件、解体済み申し込み数が131件で計180件である。処理件数はこれまで随意契約または競争入札を行い、14棟の解体を発注している。一部損壊住宅補修助成事業は申請が125件で、補助対象額は873万5千円となっている。

問 農産物への風評被害が大問題となっている。これは地域農業の存亡にかかわる事態だ。各種各層の損害賠償請求に町ぐるみで取り組む必要がある。そのため、原発事故対策室・損害賠償請求係を設置することを提言するがどうか。

答 町長 県をはじめとした関係機関・団体との連携を密にし対処する考えです。損害賠償請求係については、今後検討してみたい。

放射能除染対策係

設置を

専門的セクションで

対応

問 放射性物質の除染は「迅速かつ長期的」に行わ



なければならぬものだ。東京電力と国の責任を断固として追求すると共に町独自の事態調査と除染作業に着手しなければならない。そのため、原発事故対策室・放射能除染係をおく必要がある。所見を伺う。

沼について「半田沼生成にかかる歴史的な経過及びこれまでの調査結果について検討し、県に万全な対策を求めることが必要である」旨述べたところである。今般、県及び国が同沼の耐震性調査を行うこととなったが、これに対しどの様に対処する考えか伺う。

答 町長 県の「ため池耐震性検証委員会」に対し、これまで収集している文献等の資料提出を行う考えだ。

半田沼耐震調査への
調査済みの資料を
対応は

提出

問 去る6月定例会で、東面堰堤に亀裂が生じた半田



9月

定例会

平成23年第13回定例会は、9月6日から9月16日までの11日間の会期で開催されました。

提出された議案は19件で、その内容は平成22年度一般会計歳入歳出決算承認をはじめ各会計の決算認定、条例制定、条例改正、町道路線の廃止・認定、補正予算、人事案件などでした。すべて、原案通り可決されました。

補正予算 (平成23年度)

一般会計補正予算(第10号)

歳入歳出にそれぞれ5,457万円を追加し、予算総額を55億2,085万2千円とするものです。

《歳入の主なもの》

○ 地方交付税 増額 3,182万円
○ 国庫支出金 増額 3,470万円

○ 地方特例交付金 減額 459万円
○ 臨時財政対策債 減額 630万円

《歳出の主なもの》

○ 農業用排水路災害復旧費 3,600万円
○ 林道災害復旧費 460万円
○ 小学校災害復旧費 220万円
○ 子ども手当等のシステム修繕費 539万円

○ 東日本大震災農業経営対策特別資金保証料補助金 300万円

○ 放射線

健康アドバイザー謝礼 35万円

※災害に対応するため今までに予算計上した経費について、今回災害対策費等へ組み換えを行うもの。

国保特別会計

歳入歳出にそれぞれ84万円を追加し、予算総額を14億7,200万9千円とするものです。

《歳入》

○ 県補助金 増額 84万円

《歳出》

○ 療養諸費 80万円
○ 償還金及び還付加算金 4万円

条例制定

東日本大震災による被災者に対する町民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例

町内全域にわたり、家屋などの被害が非常に甚大なものとなっていることから、現行の減免規定とは別に、

新たな減免条例を制定するものです。

東日本大震災による被災者に対する介護保険料の減免に関する条例

東日本大震災による被災者に対し、介護保険料の減免措置を講ずるためのものです。

条例改正

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律(平成23年法律第86号)が公布施行されたことに伴い、条例の改正を行うものです。

町道廃止・認定

町道路線の廃止3件及び認定5件につきましては、国道4号線拡幅により町道の形状が変更によるものと、平沢の町道改良、上成田白銀線の新設によるものです。

人事案件

固定資産評価審査委員会委員の選任につき、同意を求めめる件

委員田川茂氏及び反田忠征氏は、平成23年9月30日をもって任期満了となるので、原案の通り同意しました。

○ 本望 裕一(新任)
万正寺字弁天水 11番地の11

○ 反田 忠征(再任)
伊達崎字吉沼3番地 昭和17年1月19日生

○ 安藤 重男(再任)
谷地字道下19番地の3 昭和22年3月1日生

教育委員会の任命につき同意を求めめる件

陳情 審査報告

総務文教厚生 常任委員会

地方財政の充実・強化を求
める意見書の陳情

〔陳情者〕

桑折町職員労働組合

執行委員長

菅野 健二

〔審査の結果〕

採 択（意見書提出）

震災復興調査特別委員会設置

第15回臨時会において、
改選前に引き続き議長を除
く13名の委員をもって設置
された。

1. 調査事件

東日本大震災対策につ
いて

2. 調査目的

東日本大震災対策確立
のため

3. 調査期限

1に掲げる調査が終了
するまでとし、閉会中も
なお調査を行うことがで
きる。

委員長 片平 秀雄
副委員長 斎藤 松夫

議案審議結果表

議案項目	佐藤 武朗	阿部 満晴	羽根田八千代	片平 秀雄	佐藤 榮三	川名 静子	原 賢志	半澤 高	平井 國雄	平井 光一	松山 善二	相原 京子	斎藤 松夫
第13回定例会 認定第1号 平成22年度桑折町一般会計歳入歳出決算認定について	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●	●

議案項目	渡邊 英直	岩崎 久男	佐藤 武朗	斉藤 謙	斎藤 松夫	羽根田八千代	佐藤 榮三	川名 静子	原 賢志	平井 國雄	平井 光一	松山 善二	片平 秀雄
第16回臨時会 発議第14号 桑折町議会議員の報酬の特例に関する条例	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○

○：賛成 ●：反対 □：討論者



広報委員会

分かりやすい
議会だよりに

本町議会の伝統であ
る、全議員参加による広
報づくりを受け継ぎ、議
会の姿を正確に、スピー
ディーに、さらには読み
やすい「議会だより」を
段階除除に作ってまいり
ますのでご期待ください。

委員長 川名 静子
副委員長 羽根田八千代
委員 渡邊 英直
原 賢志
平井 光一

臨時会

第11回 8/10

補正予算

一般会計補正予算(第8号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ2, 497万7千円を追加し、予算の総額を54億1, 393万2千円とするものです。

《歳入の主なもの》

○ 県支出金

1, 929万円

○ 繰越金

568万円

《歳出の主なもの》

○ 放射線空間測定器購入費

497万円

○ ふれあい公園表土除却業務委託費

2, 000万円

第12回 8/29

補正予算

提出された議案は、条例の一部改正1件、一般会計補正予算及び特別会計補正予算2件であり、原案通り全会一致で可決しました。

条例改正

桑折町税条例の一部を改正する条例

この一部改正については、「現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部改正する法律」に基づき、関係条文の改正を行うものです。

補正予算

一般会計補正予算(第9号)

歳入歳出の総額にそれぞれ5, 235万円を追加し、予算の総額を54億6, 628万2千円にするものです。

《歳入の主なもの》

○ 地方交付税

3, 433万円

○ 繰越金

1, 802万円

《歳出の主なもの》

○ 被災した家屋等の解体撤去事業を災害対策として

予算を組替えをするものです。

5億191万8千円

○ 保健福祉センター(やすらぎ園) 施設及びエアコン設備復旧工事費

3, 700万円

○ 被災合併浄化槽等設置整備事業補助金

1, 035万円

○ 食品放射能濃度測定器購入費(2台)

500万円

水道事業会計補正予算(第1号)

収益的支出において約1, 600万円を増額し、総額を3億4, 288万円とするもので資産減耗費の増が主なもの。資本的収入については、約2, 635万円を増加し、総額8, 075万円とするもので工事負担金の増が主なもの。

資本的支出については、約2, 638万円を増額し、総額を2億4, 027万円とするもので、工事請負費の増額補正です。

配水管の災害復旧工事を単年度で行う為の増額補正であります。

○ 除染等の団体への補助金

1, 250万円

○ 農林水産業施設災害復旧費

103万円

○ 中学校災害復旧費(テニスコート人工芝張替え)

231万円

第14回 10/7

補正予算

一般会計補正予算(第11号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ6, 194万7千円を追加し、予算の総額を55億8, 279万9千円とするものです。

《歳入の主なもの》

○ 普通交付税

4, 404万円

○ 線量低減化活動支援事業補助金(県支出金)

1, 650万円

○ 県議会議員選挙県委託金

140万円

《歳出の主なもの》

○ 県議会議員一般選挙費

150万円

○ 災害対策仮置場工事請負費

3, 167万円

第16回 11/8

補正予算

一般会計補正予算(第12号)
歳入歳出予算の総額にそれぞれ4, 338万6千円を追加し、予算の総額を56億2, 618万5千円とするものです。

《歳入の主なもの》

○ 地方特例交付金

301万円

○ 普通交付金

1, 912万円

○ 農業施設災害補助金(国庫支出金)

624万円

○ 災害救助費等負担金(現年度・過年度分) 県負担金

1, 499万円

《歳出の主なもの》

○ 消防施設整備事業費

2分団2部屯所新築に伴う土地取得費等

1, 657万円

○ 農業用施設災害復旧費

山田沼・半田沼等復旧工事費

1, 898万円

○ 町民体育館解体撤去工事実施設計業務

400万円

議員発議

次の2議案が提案され賛成多数で可決された。

条例制定

桑折町議会議員の特例に関する条例
議会報酬月額を10%減額し、震災復旧財源に充当するためのもので。尚、期間については、平成23年12月1日から平成25年3月31日までとするものです。

討論

反対 平井 國雄 議員

大震災そして東京電力原

次ページに続く

発事故により町民の皆様には計り知れない被害を受けていることは申し上げるまでもありません。このようななか、新しい議員団が結成されとても期待されている。

震災の復興には長い期間と多くのお金が必要となる。したがって私達は今までの減額だけではなく、更なる上積み減額をすべきと考え、今般の特例に関する条例には反対の立場を表明する。

意見書提出

TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）参加に反対する意見書。

震災復興調査特別

委員会レポート

調査報告

調査事件

東日本大震災対策について

調査の結果報告

去る3月11日に発生した東日本大震災に加え、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の影響は、町民生活に未曾有の甚大な被害を及ぼした。本議会は、住民の生活と健康と産業を守り震災復興のためにいち早く特別委員会を設置し調査に取り組んだ。

調査は、被災した住宅への対応とそれらに伴う瓦礫処理問題、一部損壊住宅補修助成、新和町の被災地対応、半田沼被災対応、園庭・校庭の放射能汚染土壌の除染等について行った。



調査の結果、「東日本大震災及び原子力事故に対する意見書」及び「原発からすみやかに撤退し自然エネルギーの本格的導入を求める意見書」並びに「東日本大震災による宅地災害復旧に対する意見書」を国・県に提出した。

町復興に向け議会の果たす役割は非常に大きく、今後、町と共に、安心・安全で災害に強い町づくりに取り組む必要がある。

なお、この問題は、原発事故収束の見通しが立たない状況にあり、長く続くことが予想されるので、改選後速やかに調査に取り組むべきである。

平成23年度 町村議会議員研修会

—郡山ユラックス熱海—



10月27日（木）に郡山ユラックス熱海で開催された本年度の町村議会議員研修会では、「二元代表制と議会の価値」と題して、東京大学名誉教授の大森彌氏より、地方分権改革の漸進と二元代表制の運営について講演をいただいた。

また、政治評論家の浅川博忠氏より「これから政局・政治はどうなる」と題して、現政権と今後の政局の方向について講演された。

福島第1原子力発電所事故に対する

意見書提出

国の責任による迅速かつ長期的な放射能除染を求める意見書

東京電力福島原発事故によって大量かつ広範囲に放射性物質が放出されたことにより、住民の放射能への不安は広がるばかりである。とりわけ、放射能への感受性が高い子どもの健康を守ることは日本社会の大問題となっている。

現在の科学技術では、原発から外部に放出された放射能を消去することも減らすこともできない。しかし、汚染された土壌を取り除くなどして、放射性物質をできる限り日常生活環境から切り離し、住民があびる放射線量を減らすことはできる。したがって放射能被曝への不安をなくし、住民の健康を守るための国の責任は重大である。

去る8月26日、「平成23年3月11日に発生した太平洋沖地震に伴う原子力事故により放出された放射性物質による環境汚染への対処に関する特別措置法」が成立した。

また、同日発表の「除染に関する緊急実施方針（原子力災害対策本部）」によれば、被爆積算線量が20ミリシーベルトを超える避難区域などの除染は国が主体となっていく一方、それ以下の地域については市町村と住民により行うものとされ、国の責任が曖昧となった。

これでは迅速かつ効果的に除染を行い、住民が安心して暮らせる環境を回復することはできない。いまだかつてない大規模な放射能汚染に対する除染作業は、住民のボランティアで成し遂げられるほど生やさしいものでは決していない。

よって、国におかれては放射能に汚染されたすべての地域の除染に対し、同等の責任をもって対処されるよう、次の事項を強く要望するものである。

記

- 1、市町村が立案した除染計画を全面的に尊重し、その実施にかかる費用は全額負担とすること。
- 2、除染作業は緊急除染及び大規模かつ長期的な除染となるが、財政負担と技術支援の両面で責任を果たすこと。
- 3、除染作業をすすめるにあたっては住民のボランティアに頼ることなく、専門の技術者及び業者を育成し、雇用機会の創出も行いながら強力に推進すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 環境大臣 宛

福島県伊達郡桑折町議会

放射性物質を含む汚泥の早急な搬出を求める意見書

今般、阿武隈川上流流域下水道東北浄化センターより発生する汚泥から、放射性物質が検出された。そのため汚泥の受け入れを拒否され、毎日約40トン発生する汚泥はすでに3,600トンを超え、敷地内の仮置き場に留め置かれている。汚泥は薬品処理を行ってはいるものの悪臭が付近に漂う事態である。

本施設は福島県の管理下にあるが、建設受け入れの際に地元の代表である環境保全協議会との間で締結された協定書がある。この中では「脱水汚泥は速やかに場外に搬出すること。消化タンクやコンポストは実施しないこと。」となっている。このようなことから現在の保管状況は、この協定に違反する内容となっている。

原発事故は他の事故には見られない異質な事故である。ひとたび放射能が外部に放出された場合、それを抑える手段はない。放出された放射能は空間的に際限なく広がっていくこと、将来にわたって健康を害する危険にさらされること、そして人間が生活する地域社会をも破壊してしまうことが、今回の原発の爆発事故で実証された。

浄化センターに堆積し続ける放射性物質を含む汚泥は、当該地域社会に甚大な影響を与えている。汚泥から発せられる悪臭によって、住民の生活環境は最悪の事態である。付近は果樹地帯であり地元特産の桃などが栽培されている。風評被害に対する農家の心配も大きくなっている中、早急な対策が求められている。

原発事故が発生したのは指摘された危険に対して、備えを怠ったことにある。原子力政策を進めてきた国と東電はその責任において、一刻も速い適切な処理を講じることを強く求める。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

内閣総理大臣 経済産業大臣 環境大臣
東日本大震災復興対策本部福島現地対策本部長 宛
福島県知事

福島県伊達郡桑折町議会

精神的苦痛への代償をはじめ原子力損害賠償の完全実施を求める意見書

原子力発電所事故の発生から半年が過ぎようとしているが、いまだ収束の途上であり、原子力災害は本町を含む県内全域に甚大な損害を生じさせている。

本町においても子ども達を放射線による被爆から守るため、自主避難の選択を余儀なくされたり、将来の健康への影響を心配しつつ日々暮らしているというのが現状である。

町の基幹産業である農業は桃の価格大暴落に示されるように、風評被害により壊滅的な打撃を受けた。このままでは農業の未来像を描くことは困難であり、後継者不足と離農に拍車がかかって、今まさに地域農業は存亡の瀬戸際にある。

こうしたなか、去る8月5日、原子力損害賠償紛争審査会における「中間指針」が発表されたが、こうした被害の状況を十分に反映したものとはなっていない。町民が切に望んでいることは、3月11日の事故発生以前の生活と環境を一日も早く取り戻すことである。

したがって原子力事故にかかる損害賠償は、事故発生以前の生活と環境に相応した全面的かつ完全なものでなければならない。かかる観点から以下の事項を強く要望するところである。

記

- 1、東京電力は9月中の請求受付、10月中の支払い開始と表明したが、国は東京電力に対し、原子力災害の原因者たる強い自覚のもとに、損害賠償請求手続きの可能な限りの簡略化、及び「中間指針」に明記されない損害についても幅広く賠償するよう必要な措置を講ずること。
- 2、国としては原子力発電を国策として推進してきた責任に基づき、本件事故による精神的苦痛に対する慰謝料をはじめ、全面的且つ完全なる損害賠償を行う方向で原子力損害賠償紛争審査会の「最終指針」をすみやかにまとめるよう措置すること。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

内閣総理大臣 財務大臣 文部科学大臣 経済産業大臣 環境大臣 宛

福島県伊達郡桑折町議会

原子力損害賠償の早期完全実施を求める要望書

あってはならない東京電力福島第一原子力発電所の重大事故発生から半年が経過したが、未だ収束の途上であり、原子力災害は今日においてもなお、県内全域に甚大な損害を生じさせ続けている。

誰ひとり感じ取れない放射性物質におびえ、目に見えない物質に不安を抱きながら私たちは、今日まで日々の生活を送ってきた。

このような状況でも、農家は不安を抱えながら、生産者としての誇りを胸に豊作の喜びを思い描き、今までと変わらぬ農作業を額に汗して行ってきた。

しかし、現実には厳しい結果を生むこととなった。全国の市場において主力産品の桃をはじめ福島産の農産物は、放射能問題という渦に飲み込まれ価格が暴落し、農家の収入が見込めない現状にある。

私どもが第一に望むことは、3月11日の事故以前の生活に戻ることであり、本件事故によって福島県民が被った様々な損害は、すべて賠償されることが大原則である。

東京電力は、9月中の賠償請求受付、10月の支払い開始を目指すことを表明したところであるが、原子力災害の原因者であることを忘れず、原子力損害賠償紛争審査会が策定した「中間指針」に明記されていない損害についても幅広く補償すべきである。

よって、本議会は、農家をはじめ福島県民の総意として、東京電力に対し、原子力損害賠償の早期完全実施を強く要望するものである。

以上 地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年9月16日

東京電力株式会社 宛

福島県桑折町議会

東京電力(株)に
要望書
提出

議会基本条例

制定

議会基本条例の 制定意義

議会は、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現のため、二元代表制の一方の機関として、町民の意志を町政に的確に反映させ、町としての最良の意志決定を導く責任を負っている。

議会が、地域における民主主義の発展と町民の福祉の向上のために果たすべき役割は、将来に向けてますます大きくなっている。

特に地方分権の時代を迎えて自治体の自主的な決定と責任の範囲が拡大した今日、議会はそその持てる権能を十分に駆使して、自治体事務の立案、決定、執行、評価における論点・争点を広く町民に明らかにすることが求められている。

桑折町議会は、これらの使命を達成するため、議員間の自由な討議の展開、町長等の行政機関との持続的な緊張の保持、議員の自己研鑽と資質の向上、公正性と透明性の確保、議員活動

を支える体制の整備等について、この条例を制定する。桑折町議会及び議員はこの条例の定めるところにより町民の信託にこたえ、使命感を持って職務に取り組み存在感のある議会を築き、活力ある地域社会の実現を目指すものである。

※条例の内容については、次のとおりです。

この条例は、自主自律が求められる分権時代にふさわしい議会となるよう議会及び議員の活動の活性化及び充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、町政の情報公開及び町民参加を基本にした桑折町の持続的で豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

議会及び議員の活動原則にはじまり、町民との議会の関係（町民参加及び町民との連携の条項）があります。

町長と議会の関係（質問、質疑における質疑応答の方法や町長の政策等の経過過程の説明・予算及び決算における政策説明資料の作成等）を求めています。

次に、議員相互の自由討議による合意形成や議員研修の充実強化や議員の身分及び待遇並びに政治倫理（議員定数及び議員報酬等）基本事項を的確に条例化したものです。

編集後記

季節は巡り自然は何事もなかったかのように、花は美しく咲き、たわわに実ったくだもの達は「今年もおいしくできたよ、食べて！」と。

しかし、心から愛で、味わえない私達がいる。あの震災から8ヶ月。ずうっと目に見えない放射線の恐怖に心を痛めてきている。それぞれの立場から全力で取り組むことで、1日でも早い復旧・復興が叶えられるはず。そしてごくごく普通に花を愛で、くだもの、野菜を何も気にせず腹一杯食べられる日が早く来る事を信じて…。

(K・S)

私たちの歳時記 ～豊作なのに～



議会だより

平成23年11月22日発行

発行 福島県伊達郡桑折町議会
責任者 半澤 高
編集 桑折町議会広報委員会
電話 (024) 582-2113
印刷 (株)神尾印刷所

<http://www.town.koori.fukushima.jp>